

環境経営レポート

令和5年度 (R5年6月～R6年5月)



令和6年10月28日

株式会社 大一建設

環境経営方針

基本理念

現在の地球環境が危機的状況であることを認識し、未来の子供たちに豊かな自然を残すため、環境に配慮しつつ自然に優しい事業活動を継続する。

基本方針

- ① (株)大一建設は、今までの事業活動が地球環境への配慮に欠けていたことを反省し、社員教育により環境意識の向上を図り、全社を挙げて環境負荷の低減に努力します。
- ② 近年多発する大災害に対して、建設会社による素早い復旧作業が期待されており、その社会的要請に応えられるよう訓練を強化します。
- ③ 環境経営の継続的改善を図り、環境経営のステップアップを実践します。

環境保全活動

1. 自社の事業活動が、環境に与える影響を常に観察、認識し、継続的に環境負荷の低減を図ります。
2. 環境関連の法規を遵守します。
3. CO2, 廃棄物、水の使用量の抑制に努めます。
4. グリーン購入の推進を図ります。
5. 再生資源の積極的利用及び販売を促進します。
6. 社員教育を徹底し、全社一丸となって活動します。
7. 環境経営方針は全社員に周知徹底させると共に社外に公表します。
8. 若手の人材確保を推進します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に改善し、環境経営システムを推進します。

改訂日 2022年4月2日

徳島県阿南市宝田町平岡899番地4
株式会社大一建設

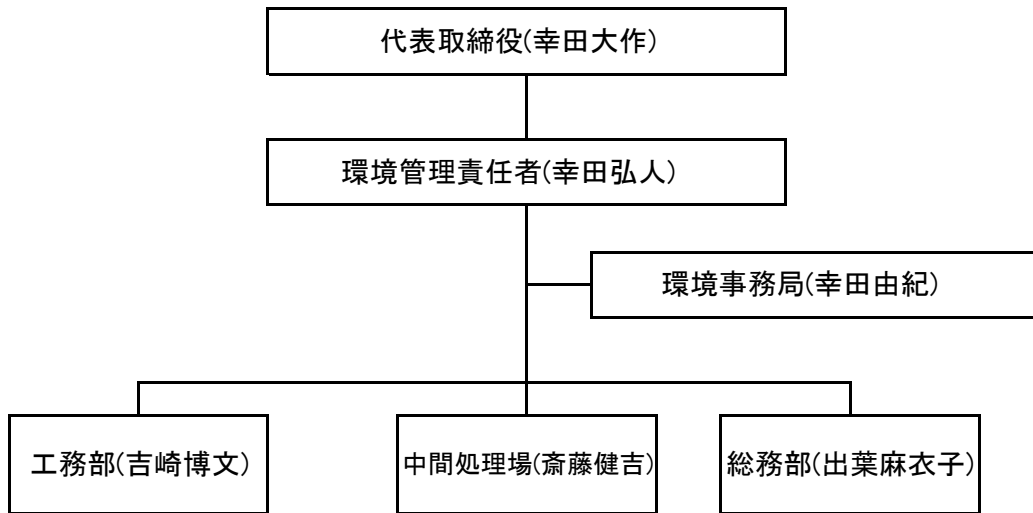
代表取締役 幸田大作

取組の対象組織・活動の明確化

- ① 事業者名
株式会社 大一建設
代表取締役 幸田 大作
- ② 所在地
本社 〒774-0045 徳島県阿南市宝田町平岡899-4
産業廃棄物中間処理場 〒774-0045 徳島県阿南市宝田町井関302-1
- ③ 設立及び資本金
設立 昭和57年1月12日
資本金 2,000万円
- ④ 環境管理責任者及び連絡先
環境管理責任者 幸田 弘人
環境事務局 幸田 由紀
連絡先 TEL 0884-22-3960
FAX 0884-22-8989
- ⑤ 事業の規模
売上高 建設業 32197万円 産業廃棄物中間処理業 1161万円
従業員数 14名
床面積 1,600m²
- ⑥ 事業内容
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、
産業廃棄物処理(中間処理)業、産業廃棄物収集運搬業
- ⑦ 許可関係
i 特定建設業許可 徳島県知事許可(特-23)第1907号
許可年月日 令和3年7月2日
有効期間 令和8年7月1日
・土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業
- ii 産業廃棄物収集運搬業 徳島県知事許可番号 3600033901号
許可年月日 令和2年10月8日
有効期間 令和7年9月21日
- iii 産業廃棄物中間処理業 徳島県知事許可番号 3620033901号
許可年月日 令和5年12月28日
有効期間 令和10年12月27日
事業の区分 中間処理(破碎)
種類 がれき類
- ⑧ 認証・登録の対象範囲:(全組織、全活動を対象とする)
・組織 本社及び産業廃棄物中間処理場
・活動 上記⑥事業内容のとおり

⑪ 組織

株式会社大一建設 環境経営システム組織図



・産業廃棄物収集運搬は工務部に属する。

	役割・責任・権限
社長	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、等を用意 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員への周知 環境目標の設定を承認 代表者による全体の評価と見直しを実施 環境経営レポートの承認 経営における課題とチャンスの明確化
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムを構築し、実施し、管理 環境法規取りまとめ表の作成・遵守チェックの確認・承認 環境活動実施計画書を承認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 教育訓練(緊急事態を含む)の実施を指示 是正・予防処置の決定・指示 環境経営レポートの確認
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者 環境への負荷と取組の自己チェックの実施 環境関連法規等取りまとめ表の作成・遵守チェック 環境目標・環境活動実施計画書原案の作成 環境活動実施計画の実績集計 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境経営レポートの作成・公開
部門長	<ul style="list-style-type: none"> 自部門における環境経営システムの実施 自部門における環境方針の周知 自部門の従業員に対する教育訓練の実施 自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施及び達成状況の報告 特定された項目の手順書作成及び運用管理 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

作成日：令和5年10月5日

作成者：幸田弘人

処理実績
 (R5年度に処理した産業廃棄物)

① 産業廃棄物中間処理

★産廃中間処理業で受託した産廃処分量

廃棄物種類	処分方法	処分量(t)
コンクリート	破砕	5344.66
アスファルト	破砕	2809.2

廃棄物種類	再資源化種類	処分量(t)
コンクリート	砕石	5344.66
アスファルト	砕石	2809.2

② 産業廃棄物収集運搬業の実績

廃棄物種類	再資源化種類	処分量(t)
コンクリート	砕石	542.32
アスファルト	砕石	73.4

③ 自社元請の処分量(建設業関係)

廃棄物種類	処分方法	処分量(t)
コンクリート	破砕(砕石に再資源化)	451.35
アスファルト	破砕(砕石に再資源化)	49.06

環境経営目標 (会社全体)

作成日: R6.10.18
作成者: 幸田弘人

・目標はH30年度を基準に、毎年0.5%削減としました。

項目	H30年度実績	R6年度目標 H30年度比3%減	R7年度目標 H30年度比3.5%減	R8年度目標 H30年度比4%減
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	242,277	239,859	238,622	237,386
電気使用量(kWh)	26,320	25,530	25,399	25,267
燃料使用量(L)	92,750	89,968	89,504	89,040
一般廃棄物排出量(t)	0.53	0.514	0.511	0.509
産廃リサイクル率(%)	自社	100%	100%	100%
	受託分	100%	100%	100%
水の使用量(t)	155	150.4	149.6	148.8
地域清掃	10回	10回	10回	10回
グリーン購入	7品	7品	7品	7品
再生砕石の利用	100%	100%	100%	100%

※化学物質については使用の実態がないため、目標を設定していない。

※購入電力の排出係数(四国電力:0.528kg-CO2/kWh【環境省・経済産業省2018年度実績公表】)

R5年度環境経営目標とその実績 (R5年6月～R6年5月)

作成日: R6.10.18
作成者: 幸田弘人

項目	目標	実績	達成率	評価と対応	
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	全社	241,095	191,931	126%	工事量比較でも二酸化炭素排出量を削減できている。
	本社事務所・ 工事現場	157,263	128,704	122%	
	産廃処理場	83,832	63,227	133%	
電気使用量 (kWh)	全社	25,662	26,907	95%	目標は未達成であるが、工事量比較では概ね達成できている。産廃処理場の電気使用量の増加は夜間業務を連日行ったためである。まずは、冬場のエアコン使用を見直したい。
	本社事務所	13,728	14,322	96%	
	工事現場	11,519	10,109	114%	
	産廃処理場	415	2,476	17%	
燃料使用量(L)	全社	90,431	70,691	128%	目標は達成できている。エコ運転を徹底することは、安全に直結することを肝に銘じて継続したい。
	本社事務所	19,643	16,369	120%	
	工事現場	45,285	30,250	150%	
	産廃処理場	25,503	24,000	106%	
一般廃棄物排出量 (t)	全社	0.517	0.428	121%	目標は達成できている。今後も地道にこれまでの活動を継続したい。
	本社事務所	0.419	0.352	119%	
	産廃処理場	0.098	0.076	129%	
産廃リサイクル率 (%)	自社 (工事現場)	100%	100%	100%	目標は達成できている。
	受託分 (産廃処理場)	100%	100%	100%	
水の使用量(t)	全社	151.1	186	81%	目標は未達成。防塵対策のため散水を行う機会が多かったことによる。これ以外での節水に努めたい。
	本社事務所	60.4	73	83%	
	産廃処理場	90.7	113	80%	
地域清掃(回)	全社 (本社事務所)	10	10	100%	目標は達成。今後もこれまでの活動を継続。
グリーン購入(品)	全社 (本社事務所)	7	7	100%	目標は達成。今後もこれまでの活動を継続。
再生砕石の利用	全社 (工事現場)	100%	100%	100%	目標は達成。今後もこれまでの活動を継続。

☆総括

工事量比較のうえで、概ね目標は達成できている。物価高騰が今後も長く続くことは確実なので、細かな消費量の削減を心掛け、継続したい。

※本社事務所、工事現場、産廃処理場の取組目標(目安)は、各サイトについて、基本的に令和1～3年度の各年度ごとの全社に占める当該サイトの割合を平均した数値を用いて、これを全社の目標値に乗じて算出している。ただし、二酸化炭素排出量については、3年間のうち、特異な状況にあるとみられる令和1年度のデータを除いた2年間の数値を用いている。

令和5年度環境経営活動計画と取組結果 (R5年6月からR6年5月)

作成日: R6.10.18

責任者: 幸田弘人

活動項目	具体的活動	担当者	実施状況 (年間)	評価・指示
電気使用量の削減	冷暖房の使用を控える	総務部	○	近年の災害級の猛暑では夏場のエアコン使用を控えることは難しい。冬場のエアコン使用を見直したい。
	使用する場合、夏場28度		△	
	冬場20度		○	
	こまめに消灯する		◎	十分できている。
燃料使用量の削減	低燃費走行を実施する。	工務部	○	低燃費走行の継続は、安全運転にも直結することを肝に銘じ、アイドリングストップとともに継続するよう周知した。
	アイドリングストップを励行する。		○	
	点検をこまめに行う。		◎	点検は確実に実施している。オイル交換は5000キロを目安に実施している。
水使用量の削減	こまめに蛇口を閉める。	総務部	○	・節水意識が社員全員に定着し、取組はできている。(現場散水での使用が増加。)
地域清掃活動	道路・河川清掃に参加する。	工務部	◎	積極的に参加している。
廃棄物の削減	再利用の徹底	総務部	○	まずまずできている。
	購入時に再資源化できる物を購入		○	
	用紙の両面使用		○	コピー用紙の両面使用を周知している。
グリーン購入の推進	再生材料から作られた製品を購入	総務部	◎	再生材料製品の購入に努めている。
再生資源の積極的利用及び販売	再生碎石の利用・販売	工務部	◎	100%の使用を継続したい。
現場における環境配慮	低騒音、低振動の機械を使用	工務部	◎	低騒音・低振動の機械を購入、レンタルしている。
	環境パトロールの実施		◎	社長と環境管理責任者によるパトロールを月1回実施している。

☆具体的活動日程: 冷房時の設定温度(第一四半期)、暖房時の設定温度(第三四半期)。これ以外は通年。

☆実施状況のチェック: 8月 11月 2月 5月

評価: ◎ 十分できている ○ ほぼできている △ まだ不十分である × できていない

令和6年度環境経営活動計画 (R6年6月からR7年5月)

作成日: R6.6.1

責任者: 幸田弘人

活動項目	具体的活動	区分			担当者	実施状況 (年間)	評価・指示
		本社	工事 現場	産廃 処理場			
電気使用量の削減	冷房時の使用を控える	○	○	○	総務部		
	使用の場合、夏28度・冬20度	○	○	○			
	こまめに消灯する	○	○	○			
燃料使用量の削減	低燃費走行を実施する。	○	○		工務部		
	アイドリングストップを励行する。	○	○				
	点検をこまめに行う。	○	○	○			
水使用量の削減	こまめに蛇口を閉める。	○		○	総務部		
地域清掃活動	道路・河川清掃に参加する。	○			工務部		
廃棄物の削減	再利用の徹底	○	○	○	総務部		
	購入時に再資源化できる物を購入	○					
	用紙の両面使用	○					
グリーン購入の推進	再生材料から作られた製品を購入	○			総務部		
再生資源の積極的利用及び販売	再生砕石の利用・販売			○	工務部		
現場における環境配慮	低騒音、低振動の機械を使用		○		工務部		
	環境パトロールの実施		○				

☆具体的活動日程: 冷房時の設定温度(第一四半期)、暖房時の設定温度(第三四半期)。これ以外は通年。

☆実施状況のチェック: 8月 11月 2月 5月

評価: ◎ 十分できている ○ ほぼできている △ まだ不十分である × できていない

環境関連法規制等の遵守状況

作成日：令和6年6月1日

区分	法令または条例	法律	条例	規制内容(概要)	遵守チェック
環境一般	環境基本法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全措置を講ずる。 ・製品が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する。再生資源等を利用する。 ・国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する。 	レ
	グリーン購入法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り環境物品を選択する。 	レ
廃棄物・リサイクル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の事業者の自己処理 ・保管基準の遵守、保管場所の表示 ・産業廃棄物の委託(契約の締結、許可証の確認)、委託基準の遵守 ・産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書面の携帯義務 ・マニフェストの交付と5年間の保存義務 ・B2、D票交付から90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)E票180日以内に送付されない場合は30日以内に都道府県知事に報告 ・多量排出事業者(年間1000t以上)計画の都道府県知事への提出・実施状況報告年1回(毎年6月末) ・マニフェスト交付状況報告書の作成及び県知事への報告 ・事業場外の自らの産業廃棄物保管場所の設置届け出 ・不法投棄の禁止 ・不法焼却の禁止(一定の場合を除く) <p>(除外の場合：廃棄物処理基準に従う焼却、公益上・社会慣習上やむを得ない・生活環境への影響の軽微な焼却)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物は元請業者が事業者 	レ
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物処理業)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業の県知事の許可(施設・能力の許可基準への適合)及び産業廃棄物処理基準の遵守 ・産業廃棄物処理施設の設置等の許可(許可基準への適合)、維持管理基準の遵守及び維持管理情報の公表、帳簿の記録、保存(5年間) ・技術管理者の設置 ・事故時の措置、記録保存 	レ
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(一般廃棄物)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすゴミ、燃やさないゴミ、かん、ペットボトル、プラスチック等分別排出 	レ
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等費用の低減努力 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用する努力 ・元請業者による事前調査、分別解体等の計画作成、発注者への説明 対象工事：解体/床面積80m²以上、新築・増築/床面積500m²以上 建築物の修繕・模様替工事1億円以上、土木工事500万円以上 ・発注者による対象工事の届出(7日前までに県知事に提出) ・受注者による基準に従った分別解体等の実施、及び再資源化の実施 ・元請業者の発注者への再資源化等の完了報告、再資源化等の実施状況記録の作成・保存 ・現場等における標識の掲示 ・帳簿の備え付け 	レ
	特定家庭用機器再商品化法	○		<ul style="list-style-type: none"> (家電リサイクル法) ・特定家庭用機器(エアコン、TV、冷蔵庫、洗濯機)の適正処分 	レ
水質汚濁	浄化槽法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の処理後でなければ公共用水域に排水禁止 ・浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施 	レ

騒音・振動	騒音規制法 徳島県生活環境保全条例	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事が地域指定場所における建設作業(条例:法の指定地域以外の場所) <ul style="list-style-type: none"> ①くい打ちくい抜き機作業(圧入機は除く) ②さく岩機 ③空気圧縮機 定格出力15kw以上 ④バックホウ 定格出力80kw以上 ⑤トラクターショベル 定格出力70kw以上 ⑥ブルドーザー 定格出力40kw以上 ※着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界85db以下(作業時間、期間の規定あり)の遵守 	レ
	振動規制法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・県知事が地域指定場所における建設作業 <ul style="list-style-type: none"> ①くい打ちくい抜き機作業(圧入機は除く) ②鋼球を使用するの破壊作業 ③舗装盤破砕機を使用する作業 ④ブレイカー(手持ち式は除く) ※着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界75db以下(作業時間、期間の規定あり)の遵守 	レ
大気汚染	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 ・国土交通省管轄工事 平成3年より排ガス対策型建設機械使用の原則 	レ
地球環境	フロン排出抑制法	○		<ul style="list-style-type: none"> 【業務用冷凍空調機器を廃棄するとき】 ・解体工事元請業者は、解体前に第1種特定製品(業務用冷凍空調機器)設置の有無を確認、発注者に書類説明 ・廃棄等に際し、第1種フロン類充填回収業者への第1種特定製品中のフロン類の引き渡し ・回収業者または引渡の受託者に回収依頼書、委託確認書を交付(写し保存) ・回収業者からフロン類の引取証明書の受け取り、保存 ・第1種特定製品を引取等業者に引き渡す時、引取証明書の写し交付 【業務用冷凍空調機器を使用するとき】 ・第1種特定製品の管理者の判断基準に基づく措置の実施 ①簡易定期点検:全ての業務用冷凍空調機器:3か月に1回以上 ②定期点検:7.5kw以上の業務用冷凍空調機器:1年に1回以上(専門業者が実) ③点検整備の履歴の記録・保存 ・フロン類の放出の禁止 	レ
資源利用	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努力 建設工事に係る副産物を再生資源として利用することを促進するよう努力 ・建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める。再生利用計画書(実施書)の作成・保存(施工後5年間)、計画の工事現場での掲示(再生資源利用省令第8条) 	レ
				<ul style="list-style-type: none"> ・建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める。 再生資源利用促進計画(実施書)の作製・保存(竣工後5年間)、計画の工事現場での掲示(指定副産物利用促進省令第7条) 	レ
省エネ	省エネルギー法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用者のエネルギーの使用合理化への努力、電気需要最適化に資する措置実施に努力 ・判断基準(エネルギー使用の合理化に係るもの、非化石エネルギーへの転換に係るもの)に基づく措置の実施 ・電気需要最適化指針に基づく取組の実施 	レ
温暖化	地球温暖化対策推進法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う排出削減等の努力 ・排出削減等指針 *23条について事業者が講ずべき措置の適切・有効な実施のためのもの 	レ
条例	徳島県環境基本条例 徳島県生活環境保全条例	○		(事業者の責務) 第六条 事業者は基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	レ
	阿南市環境基本条例	○		(事業者の責務) 第六条 事業者は、その事業活動によって良好な環境が損なわれることがないよう、自然環境との調和に配慮し、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。	レ

※環境関連法規制等の遵守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。また3年間にわたって関係当局による違反等の指摘や訴訟はありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示(令和5年6月～令和6年5月)

作成日(実施日): 令和6年10月18日
作成者(実施者): 幸田大作

見直しに必要な情報		変更の必要性の有無・指示事項
環境管理責任者の報告	環境管理責任者のコメント・提案	代表者
(取組状況の評価結果)	(環境経営方針)	(環境経営方針)
<ul style="list-style-type: none"> ・法的要求事項の遵守状況 法的要求事項は遵守している。 ・是正及び予防処置の状況 児童の現場侵入に関する苦情が1件あったが、是正処置を即座に実施し、以後はなかった。予防処置は、南海トラフ巨大地震の津波来襲に備えて、避難訓練を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 【その他】 ・児童の現場侵入を防ぐために、マンガ看板設置等の対策を他の現場でも継続すること。 ・下請会社の社員にもエコアクションの理念、環境経営方針等を説明し理解して貰うこと。 ・近年多発する大災害に備えてBCP訓練を継続すること。 	変更の必要性: 有 無
(目標の達成度)	(目標)	(目標・環境経営活動計画)
電力と水の使用量が目標をクリアできなかった。近年の猛暑では夏場の電力使用量増加はやむをえないと考えるが、冬場の電力使用を削減したい。水の使用量が増えたのは現場散水のためであり、それ以外の水の使用量の削減に努めたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・石油価格の高騰は今後も続くことは間違いない。エコ運転は安全運転につながることを全社員が肝に銘じて、二酸化炭素の削減に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏場以外の電力使用量の削減に努めること。こまめな消灯は徹底できているので継続したい。 ・0災害を継続するためにも、安全に直結するエコ運転を徹底すること。
		変更の必要性: 有 無
(周囲の変化状況)	(組織体制の見直し)	(組織体制の見直し)
<ul style="list-style-type: none"> ・外部コミュニケーション ・法的要求事項の動向他 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更等なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の実施体制は適切に機能しており、組織体制の見直しは必要ないと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・苦情1件あり。是正処置を実施し対応した。(上記記載) 		変更の必要性: 有 無